

国民年金

節目の届け出を忘れずに

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

本年度の月額保険料は 14,980円です。

第1号 被保険者	自営業者、学生、フリーアルバイター、無職の方など。 ※加入手続きは市役所国民年金担当窓口で行います。
第2号 被保険者	会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入されている方。 ※加入手続きは勤務先が行います。
第3号 被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者の方。 ※加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

日本に住所のある人は、20歳から60歳までの40年間、誰もが国民年金に加入します。40年の間には、就職や結婚、引越、転職、退職などさまざまな節目が訪れます。

その節目ごとに、国民年金の加入の種類や保険料の納め方も変わりますので、その都度届け出が必要になります。届け出を忘れると、受け取る年金額が減ったり、受け取れなくなったりする場合がありますので、節目節目には忘れずに届け出ましょう。

◆ご存知ですか？

任意加入制度◆

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。保険料の納め忘れなどにより、この期間が不足している場合は、60歳から65歳になるまでの間に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。

詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ

保健医療課国保年金係

☎0824-73-1158

三次年金事務所

☎0824-62-3107



届出が必要なとき	手続きの内容	持参するもの
勤務先を退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者に切り替えます。 (第3号被保険者に該当する場合を除く)	印鑑、年金手帳や健康保険などの資格を喪失した証明書(勤務先が作成)
扶養されていた配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき。 または配偶者の扶養から外れたとき	第3号被保険者から第1号被保険者に切り替えます。	印鑑、年金手帳や健康保険などの資格を喪失した証明書(勤務先が作成)
他の市町村から転入したとき 市内で転居したとき	住所変更の手続きを行います。 (厚生年金の方は勤務先で手続き)	印鑑、年金手帳
氏名が変わったとき (婚姻、離婚、養子縁組など)	氏名変更の手続きを行います。	印鑑、年金手帳
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者を除く)	加入手続きを行い、第1号被保険者となります。	日本年金機構から届いた書類、印鑑